

2020.2.21

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆子ども・子育て会議にて予算案や公定価格の対応が示される◆

1月31日に第51回子ども・子育て会議が開かれ、「令和2年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について」「令和2年度当初予算（案）及び令和元年度補正予算（案）における公定価格の対応について」などの資料が示されました。

今年度も令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を受けて、公定価格の遡及改正が予定されておりますが、今年度は上半期単価（4～9月）と下半期単価（10～3月（増税・無償化後））の単価それぞれについて改正単価が示されることとなります。

令和2年度の公定価格の改定（案）については、「公定価格全般に関する事項」「処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項」「教育・保育の質の向上に関する事項」に分けて、「土曜日に閉所する場合の減算調整の見直し」「チーム保育加配加算の算定方法の改善」「チーム保育加配加算の算定方法の改善」「処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化」「休日保育加算の要件緩和（共同保育の加算対象化）」「栄養管理加算の拡充」などについて、対応方針の概要と詳細が示されています。詳細は下記リンク先をご参照ください。

（資料1－2の2～5頁に概要・6～18頁に詳細がございます）

このほか、会計検査院からの「処遇改善等加算の残額が生じた施設や翌年度も残額が賃金改善に充当されていない施設が一定程度あった。」との指摘を受けて、「処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。」との方針が示されました。様式の変更あるいは追加など、どのような形で対応するのか不明ですが、残額が生じている場合は注視が必要です。

子ども・子育て会議（第51回）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_51/index.html

資料1－2

令和2年度当初予算（案）及び令和元年度補正予算（案）における公定価格の対応について
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_51/pdf/s1-2.pdf

◆2019 年度版の委託費計算書を作成しました（会員専用ページ）◆

保育所において収支計算分析表を作成するための委託費計算書（今年度単価版）を会員専用

ページにアップしました。なお、上掲の通り、今年度は無償化の前後で単価が異なるため、上半期版（4月～9月）と下半期版（10月～3月）の2つの委託費計算書を作成しています。

なお、公定価格の遡及改正について内閣府子ども・子育て本部給付担当に照会したところ、「遡及改正単価については2月中の公表を見込んでいる」とのことでした。

単価表の Excel データが入手でき次第、遡及改正単価版の委託費計算書を作成し、会員専用ページに更新する予定です。

2019年度委託費計算書(当初単価版)

https://childcaresupport.net/member-login/childsupport_list

◆通知「利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」が発出される◆

2月14日に、「利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）」が発出されました。保育所等における保育士の配置については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等において規定されておりますが、開所時間中に全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより、利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合の取扱いに関する考え方が明確化されました。

「2. 利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について」として、「保育所等において、開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととする 것도 差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。」などが示されています。詳細は添付 PDF をご参照

ください。

◆「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応」に関する事務連絡発出◆

すでに所管自治体等よりご案内があったものと存じますが、2月18日に、厚労省子ども家庭局保育課等の連名の事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」が発出されました。

保育所等において子どもや職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、「発生情報の保育所等への連絡」「登園等停止の措置及び臨時休園等の判断」などの対応が示されています。

また、認定こども園や幼稚園に対しても「認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について」「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」などとして、同様の事務連絡が発出されています。詳細は添付PDFをご確認ください。

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331(代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net

|||||